

令和3年4月1日
浜松市上下水道部

浜松市上下水道部 水道事業 管種採用基準

1 目的

本市の水道事業は、管路総布設延長5,412kmという莫大な水道施設に加え、埋設環境としても市町村合併や簡易水道事業などの統合による広域な給水区域、中山間地域、沿岸部など、多種多様な布設条件が存在するという課題を抱えている。

こうした背景のもと、「浜松市水道事業ビジョン」並びに「浜松市水道事業アセットマネジメント計画」に基づき、「健全な水道経営の持続」、「安定したサービスと安全な水道水の供給」、「強靱で安心できる水道システムの構築」の3つの基本目標を基に、低コスト材料の積極的採用の実現に向け、管の特徴（管種の性能）を最大限に生かした適材適所かつ適正な管路整備に必要となる管種採用基準を定めるものである。

2 ダクティル鑄鉄管（耐震型継手）採用基準

ダクティル鑄鉄管（耐震型継手）の採用範囲は、管の特性である強靱性や耐久性を活かし、災害時に暫定機能確保、漏水被害を特に抑制することが求められる管路とする。

対象とする水道施設は、「浜松市水道事業アセットマネジメント計画」において予防保全が必要となる管路（配水支管φ100mm以上または基幹管路）とし、都心部（JR浜松駅周辺）や浜松市指定緊急輸送路、重要給水施設への供給管路など、事故発生時の影響度が特に高い管路とする。

3 水道配水用ポリエチレン管（融着継手）採用基準

水道配水用ポリエチレン管（融着継手）を採用する水道施設は、主として中山間地域並びに沿岸地域、その他地域の特性に基づく経済性及び施工性が考慮される管路とし、配水支管φ50mm及びφ75mmを全面採用、配水支管φ100mm及びφ150mmを条件付き採用とする。

4 その他取り決め事項

地域特性、現場条件、技術的事由、その他やむを得ない事情がある場合、各課の判断において採用する管種などを選定できるものとする。